

クリーンセンター職員による公金の着服について

7月22日、本村のクリーンセンターに勤務している単純労務職員（55才）男性による公金を着服した事実が判明致しました。

あつてはならない重大な問題が発生してしまい、村民の皆様へ、心から深くお詫び申し上げます。

当該職員は、村指定ごみ袋を販売する際に、平成27年頃から継続して、その一部を着服していたものであり、相当な金額になると考えられます。（本人によると200万円以上）

今月に入り、クリーンセンターの別の職員がごみ袋の在庫を確認したところ、20数箱の差が生じていたため、クリーンセンターの所管である建設水道課内で調査を始めた結果、収納関係書類の不存在や入金がないことが確認されたため、クリーンセンターで主に窓口を担当していた当該職員に事情を聴取したところ、着服を認めたため、事実が判明したものです。

被害額をはじめとして事件の全容については、明確ではありませんので、庁内の調

査委員会において、村指定ごみ袋販売所等のご協力をお願いしながら、早急に解明していきたいと考えます。

本村の信用を著しく失墜させる今回の行為は、断じて許されないものであり、今後調査結果がまとまり次第、法的な相談もしながら、厳正に対処したいと思います。管理監督職員の指導や対応が十分でなかった面や職場の構造的な問題も背景にあると捉えております。

村民の皆様には、オリンピックのテストイベントなど、明るいニュースの最中であつて、このような不祥事により、度重なるご心配ご迷惑をおかけし、弁明の余地もありません。

このようなことが再び起こることのないよう、職員一人一人が厳格に受け止め、公務員としての責任を強く自覚するよう更に促していくとともに、再発防止の徹底を図り、村民の皆様の信頼回復に全力で取り組みなければならないと思います。

この度は誠に申し訳ございませんでした。

◆本事業の事務手続きと発覚経緯

山中湖村では、ごみの収集にあたり、村指定ごみ袋を作成し、村民はこのごみ袋を使用し、収集経路に出していただいています。

村指定ごみ袋は、有料となっており、役場会計課窓口販売のほか、コンビニ等の村指定ごみ袋取扱所にて委託販売をお願いしております。

村指定ごみ袋販売所での委託販売にあたっては、クリーンセンターの窓口にて1箱（500袋入り）を1単位（例えば、450の可燃袋の場合、1箱12,300円）として仕入してから、各販売所で村民に販売する取扱いとなっています。

クリーンセンターの窓口での本業務の収納の際には、3枚複写一式の書類を使用し、当該書類に納入者名や金額等を記入し、金銭を受領後、1枚目は納入通知書として担当課（クリーンセンター）で保管し、2枚目は領収済通知書として役場会計課に金銭とともに送付し、3枚目は領収証書として納入者にお渡ししております。

- 平成31年4月25日
450可燃袋 250箱ごみ袋製造業者からクリーンセンターに納品
- 令和元年6月11日
ごみ袋の在庫確認
10数箱の差異が生じていたため、クリーンセンター内において調査を始める
- 令和元年7月1日
再度、在庫確認
20数箱の差異が生じていたため、クリーンセンター所管課の建設水道課に報告
- 令和元年7月9日
最近購入した記憶のある村指定ごみ袋取扱所の2事業所へ依頼し、村発行の領収証書の写しを入手
- 令和元年7月10日
入手した領収証書をもとに役場会計課にて入金確認を行ったところ、入金がなく（135,300円分）、納入通知書及び領収済通知書がないことも確認された
- 令和元年7月16日
クリーンセンターで主に窓口業務を行っている担当者に事情確認
- 令和元年7月18日
前記窓口担当者に再度、事情確認をしたところ着服について認めたため、内容についての自認書の提出を求める
- 令和元年7月22日
自認書の提出があり、記者会見に至る